

## 令和8年1月理事会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月26日（月） 15時00分 ～ 15時38分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 理 事 長             | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事           | 山 崎 章 一 |
| 公 益 代 表 理 事       | 山 本 光 昭 |
| 同                 | 播 磨 俊 郎 |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 木 倉 敬 之 |
| 同                 | 紙 田 英 明 |
| 同                 | 篠 原 正 泰 |
| 同                 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 西 尾 多 聞 |
| 同                 | 樋 口 和 司 |
| 同                 | 森 裕 樹   |
| 同                 | 平 山 春 樹 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 茂 松 茂 人 |
| 同                 | 鈴 木 邦 彦 |
| 同                 | 内 堀 典 保 |
| 公 益 代 表 監 事       | 宮 田 晶 子 |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 吉 田 雄 彦 |
| 常 任 顧 問           | 加 瀬 勝   |
| 参 与               | 森 昌 平   |
- 4 議 題
- 1 議 事
- (1) 令和7事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更（案）
  - (2) 令和7事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更（案）
- 2 報 告 事 項
- (1) レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況
  - (2) 支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表

### 3 定例報告

- (1) 令和7年11月審査分の審査状況
- (2) 令和7年12月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和7年12月理事会議事録の公表

## 5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、北原理事、茂松理事にお願いをする。

また、本日は、診療担当者代表の長島理事が遅れて参加されることである。

この結果、現時点で、理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち15名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

議事(1) 令和7事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)における、

- 医師手当事業創設への対応
  - 令和7事業年度認可事業特別会計収入支出予算、事業計画及び資金計画の変更
  - 医師手当事業のスケジュール(予定)
- について説明。

(理事長)

ただいまの令和7事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

医師に手当を出すという非常に画期的な施策だとは思いますが、どのぐらい出るかによって、インセンティブになるかどうか分からない。金額はどのぐらいを想定しているのか。

(事務局)

厚労省から伺っている限りでは、ひと月当たり約10万円の給与増、年間約120万円の給与増、毎月支給という形を想定している。

(診療担当者代表理事)

毎月支給されるのか。

(事務局)

そのとおり、毎月、年間120万円相当までという形である。

(診療担当者代表理事)

一定のインパクトがありそうな気がする。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がなければ、続いて議事(2)令和7事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)における、

- 令和7事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算変更(案)
  - 令和7事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)の概要
- について説明。

-----

(理事長)

ただいまの令和7事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がなければ、議題(1)の令和7事業年度認可事業特別会計、議題(2)の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計の予算、事業計画及び資金計画変更(案)については、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、原案のとおり決定させていただき、厚生労働大臣宛て認可申請手続を取ることとする。

続いて、報告事項(1)レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況における、

- 基金職員による「書類の誤送付」の発生状況(令和7年10月～12月)
- 医療機関等・保険者等への書類の誤送付件数(レセプト・帳票別)
- 個人情報保護委員会への報告対象事例
- 誤送付に係る本部からの指導等

について報告。

(理事長)

ただいまのレセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

上側の表の発生原因のところに書いてある、廃止となった調剤薬局の住所には、同一名称の調剤薬局が開設していたためということで、ある意味、非常に紛らわしい状態にあったのではないかと思う。そういう状況にあったのであれば、なおさら何かマークをつけるだとか、何らかの方法がやれてもよかったのではないかと思うが、そこはどのような対応を取っていたのか。

(事務局)

名称が町名の薬局であるので、その名前が同一になった事案であるが、同じ名称であっても注意するようということ、管理簿にもきちんと記載をされていたが、それを見落としてしまった。

(保険者代表理事)

記載していたが誤ったというか。

(事務局)

そのとおりである。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表監事)

個人情報保護委員会の件で、本件ではないが、関連するというので意見させていただいてよろしいか。

12月25日付で、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室及び支払基金、国保中央会、該当保険者の4名の連名で、「システム設計誤りによる新たに加入した保険者での健診結果データの閲覧について」という文書が出ている。皆さんご存じだと思う。

これは、厚生労働省の当該部局のシステム改修に関する指示書の誤りにより、支払基金及び国保中央会はその旨システム開発をやった結果、こうなってしまった。

今現在の個人情報保護委員会では、連名で関係者が文書を出すことになっていて、それをとやかく言うつもりはないが、問題は、令和6年9月に起こって、1年半前、なおかつ令和6年11月には既に厚労省から、基金及び国保中央会のほうに、システム改修等の協議が始まっているということがあったという状況で、この文書が出る12月のぎりぎりのところで私も聞いた。申し上げたいのは、理事会でなぜこの案件が報告されなかったかということである。私が報告を見落とししたのであれば、それは申し訳ないが、そういう記憶がなかったのも、こういう重要な案件は、特に従前の自動遷移ツールの話であるとか、あるいは審査優先ボタンの話も含めて、監事会としても、ガバナンス、あるいはコンプライアンスについて相当慎重にやるという形で再発防止を中心にやっていくという話も出ているので、こういう案件については、厚労省の文書にも明確に支払基金、国保中央会、保険者には罪はないと、責めはないと明確に書いてあったとしても、やはりこれは理事会でしっかり共有すべきではないかという意味合いで発言させていただいた。

(事務局)

本件については、ご指摘いただいたとおり、厚生労働省が我々に対して指示を誤ったことによって起因されたものである。また、令和6年に発覚し

てから、我々はずっと追いかけていたわけであるが、まず最初にそもそも我々が個人情報保護委員会の報告書に名前を書くかどうかも含めて、厚生労働省の指示を待っていた状況であった。そもそも、我々がやっていないので、厚生労働省の責であって、我々は個人情報保護委員会に報告することすら、はっきりしなかった案件だったということは、遅れた原因の一つである。

(理事長)

要は、照会をかけていたが回答が非常に遅かったことで、公表が遅れた。早い段階で指示があれば、もっと早く公表し、理事会に報告していたということだと思うが、返事がなかなか来なかった。端的に申し上げれば、そういうことであるので、今後できるだけ早く対応できるように、厚労省とも緊密に連携を取っていきたい。

(保険者代表監事)

若干とげがある言い方になってしまうかもしれないが、事実として、起こっていることであるので、報告がある、遅い云々ということではなくて、あくまでもそういうことがあるということを経験することはあるのかという話である。それは、逆に我々保険者のほうも、現場としては、最終形の段階で自分たちは全然罪もないのにやった結果、けしからんみたいな話の文書を連名で書かされることで、健保だけではなくて、共済組合、あるいは協会けんぽも入っていたと思うが、そういったところも相当ふんまんやるかたないみたいなところがあると思うので、誰かを責めるとかそういうことではなくて、起こったことに対しての取組というところ、こういったところは共有すべきではないかということ、一番意見を言いたかった内容である。

(理事長)

できるだけ早く公表するようになりたいと思うが、今回の事案に関しては、まず公表すべきは厚労省だったと考えているので、今後、緊密に連携を取りながら、早く公表できるように対応はしていきたい。ご指摘に感謝申し上げます。

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

今の個人情報の質疑のひとつ前の案件でお尋ねした「レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況」の質疑が中途半端に終わってしまった観があるので再度質問をさせていただくが、そのような注意を施していても起

きてしまったということなので、結果論的には、注意喚起は不十分だったと言わざるを得ないと思う。議案書の中の本部からの指導欄に書いてあるいろいろな対策だが、例えば責任ある職員をそのポジションに固定する対策を打ったとあるが、いずれは異動もあり、担当替えもあるということを考えると対策にはならないことになる。また再発の可能性もある。デジタル化、オンライン化、ICT化を早く進めるということをしなければいけないと思う。その辺はぜひ進めていくという恒久対策をここには記載していただきたいと思った。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(参与)

今の誤送付の件で教えていただきたい。紛らわしい事案で、多分M&Aか何かで薬局が変わったと思うが、薬局コードが変わるときと変わらないときがある。今回薬局コードは変わっていたが、その薬局コードのチェックを忘れたということか。

(事務局)

そのとおりである。薬局コードは変わっていたので、そのコードをきちんと確認すべきだったところ、確認がおろそかになってしまったということである。

(参与)

承知した。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がなければ、続いて報告事項(2) 支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表について報告。

-----

(理事長)

ただいまの支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）の公表について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がなければ、続いて、定例報告(1)令和7年11月審査分の審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7年11月審査分の審査状況について報告。

-----

(理事長)

ただいまの令和7年11月審査分の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

スライド34の訪問看護について、前にも何回か発言しているが、ホスピス型住宅による過剰請求、不正請求が社会問題化して、対策をいろいろなところが考えているようである。今度の診療報酬改定の短冊を見ても、かなり厳格な包括報酬とか、いろいろなものが入る。もう一つは指導監査を入れないといけないということになっている。今まで訪問看護は全体の2%ぐらいだからということでお目こぼしみたいな感じになっていた。問題になっているホスピス型住宅の訪看は医療保険の別表7、8のみをするという、隙間を突いたようなやり方をしていて、利益率が30%以上とか、我々だったら考えられない利益を上げて、上場までしているところもある。もはや見過ごせない状況にあるので、今度の診療報酬改定では厳格になるようだが、指導監査もやるべきだという話になっていて、都道府県個別指導や、都道府県をまたぐ全国チェーンがあるので、共同指導も入るということである。支払基金としてはどのような対応をされるのか、喫緊の課題だと思う。私は日医の医療保険担当も経験し、そのときは高点数イコール悪ではないとかなり強く主張したが、訪問看護には高額イコール悪もあるということがはっきりしたので、ここはしっかりと対応していただき、日医もしっかりと応援していただきたい。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。今ご質問いただいた訪問看護についてである

が、審査は書面でのやり取りになるので、どうしても審査機関としてやることに限りは出てくるが、行政への情報提供として、厚生労働省に、全国の訪問看護ステーションの請求データを提供しており、あとは各都道府県の審査委員会でも、厚生局の依頼に基づいてであるが、その施設の請求状況であるとか、レセプトの写し等提供している状況である。

あと、審査については、例えば算定回数に上限がある加算であるとか、いわゆる算定ルールについては、コンピュータチェックを実施しているが、それ以外でも、過剰請求とか不正請求の施設について、審査としての観点でどういった対応をしていくべきか、今、都道府県の審査委員会から意見をいただきながら、検討を進めているところである。

ただ、こちらについては、中医協での訪問看護の議論が来年度の診療報酬改定にどのように反映されるかということもあるので、診療報酬改定の動向も注視しながら、適切に進めていきたい。

#### (診療担当者代表理事)

短冊は出たけれども点数はまだ入っていない。見たところかなり厳しくなりそうではあるが、それだけでは不十分なので、訪問看護も指導監査をしっかりと、医療機関は少し減らしてでもと言うと怒られるけれども、行ってほしい。重度者を診ている医療機関が運営しているサ高住や住宅型有老もあるわけだが、ホスピス型在宅の悪質なところは、別表7、8の人だけを集めて、マニュアル化して、高頻度、多人数で訪問するような、常軌を逸している運営をしている。そういうところには厳しく対応して、自由市場ではなく、保険で運営している準市場であるから、悪貨が良貨を駆逐しないように、そういう悪質なところは排除していく必要があると思うので、支払基金としてもよろしく願います。

#### (理事長)

先ほど説明したように、データは厚労省に提供しているので、非常に高額な請求が多いところは恐らく指導であるとか、そういうものに活用されるだろうと思っている。審査支払機関としてできることはどのようなことがあるのかというのは、例えば、別表の7、8とかで、頻回の訪問が必要な患者に対する報酬設定がどうなるのかということも見極めながら、ある程度、包括的になっていたりすると、なかなか審査では難しいこともあるので、報酬設定の状況を見ながら、審査として何ができるのか検討していく必要があり、先ほど申し上げたように、審査として何ができるかということについては、今検討しているところである。

(診療担当者代表理事)

業界が包括報酬を要望している。包括にも高い包括と低い包括がある。介護報酬は、市町村行政のチェックが入るから厳しい。そこが抜けていた。介護保険のような、多人数、頻回訪問のところには減算が入ることもあるが、高い包括報酬になって、見えなくなると、業界の思うつぼになるから、そうならないようよろしくお願いします。

(参与)

スライド20の一般名処方加算であるが、4月に薬価改定がまた予定をされており、当然加算の対象から対象外になるものもあれば、対象外から対象内になるものがある。正直医療機関とか薬局の問題というわけではなくて、ベンダーの設定の問題で誤請求になると思うので、今回どのぐらい薬価の逆転等が起きるか予想できないが、前は不採算品再算定とか、最低薬価を引き上げることで大きく影響を受けた。どこが伝えるかはいろいろ難しいかと思うが、ベンダーにしっかりと設定することを伝えていただいたほうがいい。

(事務局)

厚生労働省を含め、周知に努めたい。

(理事長)

JAHISだとか、そういうところに対して繰り返し要請はしているが、申し上げにくいのが、歯科のベンダーとかは、何度要請しても修正がされない実態にあるということで、特に歯科では影響が出ている。

当然、ベンダーには繰り返し要請をしていきたい。

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて、定例報告(2)令和7年12月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----  
令和7年12月審査分の特別審査委員会審査状況について報告。  
-----

(理事長)

ただいまの令和7年12月審査分の特別審査委員会審査状況について、質問、

意見等あればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、定例報告(3)令和7年12月理事会議事録の公表については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である森理事、長島理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

1点報告であるが、10月理事会において、令和7年度の健康保険組合連合会による委託元監査の監査結果報告書を配付し、これについて、昨年12月末に支払基金から改善計画報告書を送付している。

また、今後、3月までに健保連からのさらなる質問事項等も踏まえて、最終報告を提出する予定としているので、報告させていただく。

全体を通して質問、意見等あればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。次回の理事会は2月25日、水曜日、午後3時からの開催となる。例月と異なり、水曜日の開催となるので、ご留意いただきたい。よろしくお願い申し上げます。

令和8年1月26日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 北 原 省 治

診 療 担 当 者 代 表 理 事 茂 松 茂 人